

発行登録追補目論見書

平成26年9月

新関西国際空港株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】	2
2 【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】	5
3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】	6
4 【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】	9
5 【新規発行社債（短期社債を除く。）（15年債）】	10
6 【社債の引受け及び社債管理の委託（15年債）】	13
7 【新規発行による手取金の使途】	13
第2 【売出要項】	13
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	14
第4 【その他の記載事項】	14
第二部 【公開買付けに関する情報】	15
第三部 【参照情報】	15
第1 【参照書類】	15
第2 【参照書類の補完情報】	15
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	15
第四部 【保証会社等の情報】	15
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	16
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	17

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	26-近畿 2-1		
【提出書類】	発行登録追補書類		
【提出先】	近畿財務局長		
【提出日】	平成26年 9月 5日		
【会社名】	新関西国際空港株式会社		
【英訳名】	NEW KANSAI INTERNATIONAL AIRPORT COMPANY, LTD.		
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安藤 圭一		
【本店の所在の場所】	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地		
【電話番号】	072-455-2123		
【事務連絡者氏名】	財務部長 松平 正裕		
【最寄りの連絡場所】	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地		
【電話番号】	072-455-2123		
【事務連絡者氏名】	財務部長 松平 正裕		
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債		
【今回の募集金額】	第10回社債 (一般担保付) (3年債)	15,000,000,000円	
	第11回社債 (一般担保付) (10年債)	10,000,000,000円	
	第12回社債 (一般担保付) (15年債)	10,000,000,000円	
	計	35,000,000,000円	

【発行登録書の内容】

提出日	平成26年 7月30日
効力発生日	平成26年 8月15日
有効期限	平成28年 8月14日
発行登録番号	26-近畿 2
発行予定額又は発行残高の上限 (円)	発行予定額 210,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額 (円)	減額による訂正年月日	減額金額 (円)
—	—	—	—	—
実績合計額 (円)		なし (なし)	減額総額 (円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出している。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 210,000百万円
(210,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出している。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 債還総額 - 減額総額) -円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】

銘柄	新関西国際空港株式会社第10回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	一
券面総額又は振替社債の総額（円）	金15,000,000,000円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金15,000,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（%）	年0.161%
利払日	毎年1月25日及び7月25日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成27年1月25日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年1月25日及び7月25日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 払込期日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 偿還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（注）12「元利金の支払」記載の通り。</p>
償還期限	平成29年9月20日
償還の方法	<p>1. 債還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2. 債還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成29年9月20日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 債還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 債還元金の支払場所</p> <p>別記（注）12「元利金の支払」記載の通り。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金100円 申込証拠金は払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成26年9月5日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成26年9月17日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」の定めるところにより、当会社の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項はありません。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。

（注）1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

（1）ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本社債について、当会社はムーディーズからAa3（ダブルA3）の信用格付を平成26年9月5日に取得している。

ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認する

ことはできない。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体又はその債務に関する信用リスクは、発行体あるいは公表情報から得られた情報に基づいて評価される。ムーディーズは、必要と判断した場合に信用格付の変更を行うことがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ (<http://www.moodys.co.jp/>) の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース — ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報：ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

ムーディーズ：電話番号 03-5408-4100

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「J C R」という。）

本社債について、当会社は J C R から AA (ダブルA) の信用格付を平成26年9月5日に取得している。J C R の信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

J C R の信用格付は、債務履行の確実性の程度に関する J C R の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C R の信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C R の信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C R の信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C R の信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C R が格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関して J C R が公表する情報へのリンク先は、J C R のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/>) の「格付情報」の「当月格付」 (http://www.jcr.co.jp/top_content/rat_info02.php) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

J C R : 電話番号 03-3544-7013

(3) 株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

本社債について、当会社は R & I から AA- (ダブルAマイナス) の信用格付を平成26年9月5日に取得している。

R & I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R & I の意見である。R & I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R & I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関して R & I が公表する情報へのリンク先は、R & I のホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース／クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R & I : 電話番号 03-3276-3511

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受ける。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当会社が別記「償還の方法」欄第2項又は「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
- (2) 当会社が発行する本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。
- (3) 当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当会社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
- (4) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当会社が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当会社にその旨を通知したとき。

4. 期限の利益喪失の公告

本（注）3の規定により当会社が本社債について期限の利益を喪失したときは、社債管理者はその旨を本（注）5(2)に定める方法により公告する。

5. 公告の方法

- (1) 当会社は、本社債に関し、本社債の社債権者の利害に關係を有する事項であつて、社債管理者が社債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、当会社の定款所定の電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認められる場合は、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

6. 本社債の発行要項の変更

- (1) 当会社は、社債管理者と協議のうえ、本社債の社債権者の利害に影響を及ぼす事項を除き本社債の発行要項を変更することができる。
- (2) 本（注）6(1)に基づき本社債の発行要項が変更されたときは、当会社はその内容を本（注）5(2)に定める方法により公告する。ただし、当会社と社債管理者が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。

7. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社又は社債管理者がこれを招集するものとし、法令に定める手続に加えて、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の1週間前までに社債権者の請求があったときは、直ちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都において行う。
- (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額（償還済みの額を除く。また、当会社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本（注）7(1)乃至(3)に定めるほか、当会社と社債管理者が協議のうえ社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。
- (5) 本（注）7(1)及び(4)の公告は、本（注）5(2)に定める方法による。

8. 社債管理者への事業概況等の報告義務等

- (1) 当会社は、毎事業年度、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を社債管理者に提出する。
- (2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当会社の内部

規則その他の定めに反しない範囲において、当会社に対し、事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。

9. 社債管理者による倒産手続に属する行為

本社債については、会社法第676条第8号に掲げる事項について定めないものとする。

10. 社債管理者による異議

本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。

11. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

12. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,500	1 引受人は本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合は、その残額を引受けける。 2 本社債の引受手数料は額面100円につき金17.5銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	3,800	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	3,700	
SMB日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,000	
計	—	15,000	—

（2）【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に額面100円につき金8厘を支払うこととしている。
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	

3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

銘柄	新関西国際空港株式会社第11回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	一
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000,000,000円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金10,000,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（%）	年0.629%
利払日	毎年1月25日及び7月25日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成27年1月25日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年1月25日及び7月25日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 払込期日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 偿還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（注）12「元利金の支払」記載の通り。</p>
償還期限	平成36年9月20日
償還の方法	<p>1. 債還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2. 債還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成36年9月20日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 債還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 債還元金の支払場所</p> <p>別記（注）12「元利金の支払」記載の通り。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金100円 申込証拠金は払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成26年9月5日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成26年9月17日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、「関西国際空港及び大阪国際空港の一體的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」の定めるところにより、当会社の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項はありません。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。

（注）1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

（1）ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本社債について、当会社はムーディーズからAa3（ダブルA3）の信用格付を平成26年9月5日に取得している。

ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについて

でのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体又はその債務に関する信用リスクは、発行体あるいは公表情報から得られた情報に基づいて評価される。ムーディーズは、必要と判断した場合に信用格付の変更を行うことがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ (<http://www.moodys.co.jp/>) の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース — ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報：ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

ムーディーズ：電話番号 03-5408-4100

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「J C R」という。）

本社債について、当会社は J C R から AA (ダブルA) の信用格付を平成26年9月5日に取得している。J C R の信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

J C R の信用格付は、債務履行の確実性の程度に関する J C R の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C R の信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C R の信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C R の信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C R の信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C R が格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関して J C R が公表する情報へのリンク先は、J C R のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/>) の「格付情報」の「当月格付」 (http://www.jcr.co.jp/top_content/rat_info02.php) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

J C R : 電話番号 03-3544-7013

(3) 株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

本社債について、当会社は R & I から AA- (ダブルAマイナス) の信用格付を平成26年9月5日に取得している。

R & I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R & I の意見である。R & I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まつたと R & I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関して R & I が公表する情報へのリンク先は、R & I のホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース／クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R & I : 電話番号 03-3276-3511

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替

法」という。) の規定の適用を受ける。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債について期限の利益を失う。

(1) 当会社が別記「償還の方法」欄第2項又は「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。

(2) 当会社が発行する本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。

(3) 当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当会社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りでない。

(4) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。

(5) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

(6) 当会社が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当会社にその旨を通知したとき。

4. 期限の利益喪失の公告

本(注)3の規定により当会社が本社債について期限の利益を喪失したときは、社債管理者はその旨を本(注)5(2)に定める方法により公告する。

5. 公告の方法

(1) 当会社は、本社債に関し、本社債の社債権者の利害に關係を有する事項であつて、社債管理者が社債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。

(2) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、当会社の定款所定の電子公告(ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。重複するものがあるときは、これを省略することができる。)又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認められる場合は、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

6. 本社債の発行要項の変更

(1) 当会社は、社債管理者と協議のうえ、本社債の社債権者の利害に影響を及ぼす事項を除き本社債の発行要項を変更することができる。

(2) 本(注)6(1)に基づき本社債の発行要項が変更されたときは、当会社はその内容を本(注)5(2)に定める方法により公告する。ただし、当会社と社債管理者が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。

7. 社債権者集会

(1) 本社債の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社又は社債管理者がこれを招集するものとし、法令に定める手続に加えて、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の1週間前までに社債権者の請求があったときは、直ちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。

(2) 本社債の社債権者集会は東京都において行う。

(3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額(償還済みの額を除く。また、当会社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。)の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

(4) 本(注)7(1)乃至(3)に定めるほか、当会社と社債管理者が協議のうえ社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。

(5) 本(注)7(1)及び(4)の公告は、本(注)5(2)に定める方法による。

8. 社債管理者への事業概況等の報告義務等

(1) 当会社は、毎事業年度、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を社債管理者に提出する。

(2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当会社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当会社に対し、事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。

9. 社債管理者による倒産手続に属する行為
本社債については、会社法第676条第8号に掲げる事項について定めないものとする。
10. 社債管理者による異議
本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。
11. 発行代理人及び支払代理人
株式会社みずほ銀行
12. 元利金の支払
本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,000	1 引受人は本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	2,500	2 本社債の引受手数料は額面100円につき金30銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	2,500	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,000	
計	—	10,000	—

（2）【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に額面100円につき金1銭2厘を支払うこととしている。
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	

5 【新規発行社債（短期社債を除く。）（15年債）】

銘柄	新関西国際空港株式会社第12回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	一
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000,000,000円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金10,000,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（%）	年1.067%
利払日	毎年1月25日及び7月25日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成27年1月25日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年1月25日及び7月25日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 払込期日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 偿還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（注）12「元利金の支払」記載の通り。</p>
償還期限	平成41年9月20日
償還の方法	<p>1. 債還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2. 債還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成41年9月20日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 債還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 債還元金の支払場所</p> <p>別記（注）12「元利金の支払」記載の通り。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金100円 申込証拠金は払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成26年9月5日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成26年9月17日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、「関西国際空港及び大阪国際空港の一體的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」の定めるところにより、当会社の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項はありません。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。

（注）1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

（1）ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本社債について、当会社はムーディーズからAa3（ダブルA3）の信用格付を平成26年9月5日に取得している。

ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについて

でのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体又はその債務に関する信用リスクは、発行体あるいは公表情報から得られた情報に基づいて評価される。ムーディーズは、必要と判断した場合に信用格付の変更を行うことがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ (<http://www.moodys.co.jp/>) の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース — ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報：ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

ムーディーズ：電話番号 03-5408-4100

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「J C R」という。）

本社債について、当会社は J C R から AA (ダブルA) の信用格付を平成26年9月5日に取得している。J C R の信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

J C R の信用格付は、債務履行の確実性の程度に関する J C R の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C R の信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C R の信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C R の信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C R の信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C R が格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関して J C R が公表する情報へのリンク先は、J C R のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/>) の「格付情報」の「当月格付」 (http://www.jcr.co.jp/top_content/rat_info02.php) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

J C R : 電話番号 03-3544-7013

(3) 株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

本社債について、当会社は R & I から AA- (ダブルAマイナス) の信用格付を平成26年9月5日に取得している。

R & I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R & I の意見である。R & I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まつたと R & I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関して R & I が公表する情報へのリンク先は、R & I のホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース／クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R & I : 電話番号 03-3276-3511

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替

法」という。) の規定の適用を受ける。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当会社が別記「償還の方法」欄第2項又は「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
- (2) 当会社が発行する本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。
- (3) 当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当会社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
- (4) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当会社が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当会社にその旨を通知したとき。

4. 期限の利益喪失の公告

本（注）3の規定により当会社が本社債について期限の利益を喪失したときは、社債管理者はその旨を本（注）5(2)に定める方法により公告する。

5. 公告の方法

- (1) 当会社は、本社債に関し、本社債の社債権者の利害に關係を有する事項であつて、社債管理者が社債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、当会社の定款所定の電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認められる場合は、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

6. 本社債の発行要項の変更

- (1) 当会社は、社債管理者と協議のうえ、本社債の社債権者の利害に影響を及ぼす事項を除き本社債の発行要項を変更することができる。
- (2) 本（注）6(1)に基づき本社債の発行要項が変更されたときは、当会社はその内容を本（注）5(2)に定める方法により公告する。ただし、当会社と社債管理者が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。

7. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社又は社債管理者がこれを招集するものとし、法令に定める手続に加えて、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の1週間前までに社債権者の請求があったときは、直ちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都において行う。
- (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額（償還済みの額を除く。また、当会社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本（注）7(1)乃至(3)に定めるほか、当会社と社債管理者が協議のうえ社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。
- (5) 本（注）7(1)及び(4)の公告は、本（注）5(2)に定める方法による。

8. 社債管理者への事業概況等の報告義務等

- (1) 当会社は、毎事業年度、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を社債管理者に提出する。
- (2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当会社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当会社に対し、事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。

9. 社債管理者による倒産手続に属する行為
本社債については、会社法第676条第8号に掲げる事項について定めないものとする。
10. 社債管理者による異議
本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。
11. 発行代理人及び支払代理人
株式会社みずほ銀行
12. 元利金の支払
本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

6 【社債の引受け及び社債管理の委託（15年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,000	1 引受人は本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2 本社債の引受手数料は額面100円につき金35銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	2,500	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	2,500	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,000	
計	—	10,000	—

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に額面100円につき金1銭4厘を支払うこととしている。
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	

7 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
35,000	103	34,897

(注) 1. 上記金額は、第10回社債（一般担保付）、第11回社債（一般担保付）及び第12回社債（一般担保付）の合計金額であります。

2. 上記発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額34,897百万円は、10,000百万円を平成26年10月29日に償還予定の新関西国際空港株式会社政府保証第52回社債の償還資金に充当し、残額を連結子会社である関西国際空港土地保有株式会社への融資資金として、平成26年9月に充当する予定であります。

関西国際空港土地保有株式会社は、全額を関西国際空港土地保有株式会社第19回及び第30回社債の償還資金の全部並びに金融機関からの借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第2期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月27日近畿財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成26年9月5日）までの間において生じた変更は以下のとおりであります。変更箇所は下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク」

(3) コンセッションの実施について

統合法において、当社は両空港に係る公共施設等運営権の設定を適時に、かつ、適切な条件で実施することとされており、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針」においても、可能な限り速やかにコンセッションの実現を図ることとされております。

当社は、出来るだけ速やかなコンセッションの実施に向け、中期経営計画の実行による事業価値の向上を前提に必要な準備を進めており、平成26年7月25日に運営事業の概要やスケジュールなどを盛り込みましたコンセッションに係る実施方針を公表しております。

なお、コンセッションの実施については、市況や買い手の状況等に影響されます。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

新関西国際空港株式会社 本店

(大阪府泉佐野市泉州空港北1番地)

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。

「参考方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	新関西国際空港株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 安藤 圭一

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書提出日（平成26年7月30日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

(参考) 新関西国際空港株式会社第1回社債（一般担保付）

（平成24年12月17日の募集）券面総額又は振替社債の総額 100億円

新関西国際空港株式会社第2回社債（一般担保付）

（平成24年12月17日の募集）券面総額又は振替社債の総額 150億円

新関西国際空港株式会社第3回社債（一般担保付）

（平成24年12月17日の募集）券面総額又は振替社債の総額 150億円

新関西国際空港株式会社第4回社債（一般担保付）

（平成25年9月17日の募集）券面総額又は振替社債の総額 100億円

新関西国際空港株式会社第5回社債（一般担保付）

（平成25年9月17日の募集）券面総額又は振替社債の総額 100億円

新関西国際空港株式会社第6回社債（一般担保付）

（平成25年9月17日の募集）券面総額又は振替社債の総額 100億円

新関西国際空港株式会社第7回社債（一般担保付）

（平成25年12月18日の募集）券面総額又は振替社債の総額 100億円

新関西国際空港株式会社第8回社債（一般担保付）

（平成25年12月18日の募集）券面総額又は振替社債の総額 100億円

新関西国際空港株式会社第9回社債（一般担保付）

（平成25年12月18日の募集）券面総額又は振替社債の総額 100億円

合計額 1,000億円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1 事業内容の概要

当社グループは、当社、連結子会社 17 社及び関連会社 2 社（平成 26 年 3 月 31 日現在）により構成されており、主として空港運営事業、商業事業並びに鉄道事業を行っております。

2 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第 1 期	第 2 期
決算年月	平成 25 年 3 月	平成 26 年 3 月
営業収益 (百万円)	78,848	126,827
経常利益 (百万円)	15,871	21,877
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△2,652	23,934
包括利益 (百万円)	△6,562	28,057
純資産額 (百万円)	753,031	780,976
総資産額 (百万円)	1,971,021	1,985,233
1 株当たり純資産額 (円)	50,371.11	52,560.64
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△323.34	2,190.47
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	27.92	28.93
自己資本利益率 (%)	△0.96	4.26
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	46,034	43,038
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△9,427	△16,492
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△79,063	△19,882
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	10,358	17,043
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,027 (426)	1,876 (1,739)

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 第 1 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、1 株当たり当期純損失金額であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第 2 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 当社は、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」（平成 23 年法律第 54 号。以下、「統合法」という。）に基づき、平成 24 年 7 月 1 日付けで、国、関西国際空港㈱（現 関西国際空港土地保有㈱）及び（独）空港周辺整備機構より、関西国際空港及び大阪国際空港の運営に係る事業並びに権利及び義務を承継しており、第 1 期の主要な連結経営指標等は、主に平成 24 年 7 月 1 日以後の当該事業に係るものであります。なお、当期純損失の計上は、主に統合法附則第 3 条第 3 項に基づく関西国際空港㈱（現 関西国際空港土地保有㈱）との吸収分割に係る分割移転損失 23,048 百万円を計上したことが主な要因であります。
5. 第 2 期において、平成 25 年 10 月 1 日をみなし取得日として大阪国際空港ターミナル㈱の株式を取得し、新たに同社及びその連結子会社 10 社を当社の連結の範囲に、その関連会社 2 社を当社の持分法の適用範囲に含めております。
6. 株価収益率については、非上場であることから記載しておりません。
7. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月
営業収益 (百万円)	78,066	112,749
経常利益 (百万円)	7,661	5,841
当期純利益 (百万円)	3,926	3,489
資本金 (百万円)	300,000	300,000
発行済株式総数 (株)	10,926,664	10,926,664
純資産額 (百万円)	556,967	560,456
総資産額 (百万円)	1,081,600	1,161,787
1株当たり純資産額 (円)	50,973.22	51,292.55
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	478.52	319.32
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	51.49	48.24
自己資本利益率 (%)	1.41	0.62
株価収益率 (倍)	—	—
配当性向 (%)	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	387 (55)	403 (53)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は、統合法に基づき、平成24年7月1日付けで、国、関西国際空港㈱（現 関西国際空港土地保有㈱）及び(独)空港周辺整備機構より、関西国際空港及び大阪国際空港の運営に係る事業並びに権利及び義務を承継しており、第1期の提出会社の経営指標等は、主に平成24年7月1日以後の当該事業に係るものであります。
4. 株価収益率については、非上場であることから記載しておりません。
5. 従業員数は、就業人員数を表示しております。